

## シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

### 可視化実施状況(2017年5月・6月公表分)と 現段階の意義について

取調べの可視化大阪本部 副本部長 小坂井 久

本月報2017年4月号で、警察における2016年10月公表分、検察における2017年1月公表分、それぞれについて、取調べ録音・録画の実施状況を紹介した。今回は、これに続く最新の実情報告である。すなわち、警察庁は2017年の5月に(警察庁のホームページ参照-ただし、階層は浅くない。「内部部局→刑事局→捜査、あるいは、取調べ」で見ていくと探し当てることができる)、検察庁は2017年6月に(最高検のホームページ参照)、各々、2017年の3月分までの取調べ録音・録画実施状況を公表した。これらを紹介したうえで、現段階の意義についても少し言及してみたい。

#### I 実施状況

##### 1 検察

###### (1) 本格実施

検察官は、2014年6月16日の最高検依命通知の「別添1」で、現在、以下の4類型について、被疑者取調べの録音・録画を「本格実施」している。法301条の2で定められた、いわゆる制度対象事件である、裁判員裁判対象事件、検察独自捜査事件、そして、知的障害、精神障害者の各事件が、「本格実施」4類型である。これらについての一部録画を含めた事件数の割合をみれば、実施自体はまず100%になっており、うち「全過程」の件数については、精神障害は80%台ではあるものの、その余は、90%を優に超えていることがわかる(知的障害については、途中で認知した「準全過程」を含む-いうまでもないが、「全過程」というのは、毎回の取調べにおいて、取調室に入室する前の段階からカメラが廻されていて、退出する直後までの間、カメラが廻っている状態である)。

年々この「全過程」率はアップしてきたわけであるが、ここにきて、独自捜査事件は少し「全過程」率が

下がっており、裁判員裁判対象事件の方をみても、その上昇率自体は落ち、結局、横ばい傾向になりつつあるようにも見える。「全過程」率が93%~94%というところで定位していくように見えなくもない。

逆に言うと、「本格実施」事件でも、「一部」録音・録画事件が6%とか7%は存在していることになる。その録音・録画しない場面が、法制度上のいわゆる例外事由(2019年6月までに施行される法301条の2第4項に4つ例外事由が定められている)を機能させようとした結果なのかどうか(そうではなくて偶々なのか)は、今後、最高検からヒアリングの機会を得るなどして、確認し、分析していく必要があろう。

###### (2) 試行対象

ところで、これら「本格実施」以外の「試行対象」(2014年6月16日の依命通知の「別添2」で試行されているところで、結局、被疑者取調べについては、その余の身体拘束下の全事件となる)は、軒並み取調べ録音・録画の件数が増えていることがわかる。直近半期分で39,000という実施事件数からすると、1年全体で見て8万件レベルということである。勾留請求件数が、だいたい年間11万何千といったレベルで推移していることとの対比で考えると、その高率さも理解されよう。

この試行対象のほうも、「全過程」率が70%を超えてきている。年間8万件のうちの70%なのだから5万6000件が「全過程」という計算になる。検察段階では既に勾留件数のうちの半分が「全過程」なのである。身体拘束下「全過程」の方向性自体は明らかに認められよう。このようにみると、対象事件と対象外事件のダブルスタンダードの懸念は検察庁では、払拭されてきているといえるであろう

ただし、「被害者・参考人」のところをみると、録音・録画がめざましく増えているとはいえない。「在宅」段階の被疑者取調べと並んで、ここが、今後の着目点と思われる。

## 2 警察

### (1) 制度対象

さて警察は、裁判員裁判対象事件を例にとると、一部録音・録画の全国的な試行開始（2009年）以降、もともとは、ほんの一部の録音・録画しかしていない経緯であったことが把握される。と同時に、国家公安委員会委員長主催の研究会の最終報告がなされ、試行拡大が唱われた2012年以降、あるいは、その後の特別部会の経緯で、急速に録音・録画時間が増加していっている状況にあることがわかる。

裁判員裁判対象事件については、2016年10月から2017年3月までの半期で1432件中の1108件が「全過程」であり、「全過程」率は77%になっている（前年度は50%に達していなかった）。法施行の2019年6月までに間に合わせないといけないということで、だいぶピッヂは上がっていると思われる。

警察は現在、2016年9月15日発出の「取調べの録音・録画の試行指針」にもとづいて、昨年10月1日から改めて試行開始を唱っている。この文書では、従来から試行対象であった裁判員裁判対象事件、そして、知的障害・精神障害の外も（つまり、一般事件をということだが、これも）、試行すると明言している。この旨警

察において正式に文書で表明したのは、これが初めてであった。

### (2) 2つの課題

以上から見出される、警察での課題を2点挙げておく。1つは、上記試行指針では、制度対象事件以外でも「個別の事案ごとに」「勘案」し、「録音・録画する必要性がそのことに伴う弊害を大きく上回ると判断されるときは、録音・録画を実施することができる」としているにもかかわらず、今般、制度対象事件以外についての試行実施の公表はなかったということである。これは、ダブルスタンダードの懸念が警察では全然払拭されていないということを意味している。

今1つは、「全過程」の例外であるが、全部不実施が89件のところ、「指定暴力団員に係る事件」が89で、その数が符合していることである。それゆえ、警察においては、301条の2第4項3号を機能させようとしているのではないか、と思われるところがある。今後の注目点であり、これも警察庁へのヒアリングの機会を得るなどして確認すべき点といえよう。

## II 現段階の意義について

### 1 現状の認識と評価

以上のとおりであり、いずれにしても、現状自体、ここまで進んでいる。なぜ、ここまで進んだのか。

いうまでもなく、未だ施行前ではあるが、「法301条の2」の存在それ自体によってである。特別部会の議論のさなか、あるいは、法案審議の過程においてもだが、可視化は法律化しなくとも進んでいく、という意見を強く述べていた方々がいる（だから、今般の法制化の必要性はないという立論である）。率直に申し上げて、これは間違いである（明らかな間違いであった）。

「全過程」義務付けの法制化なくして、とりわけ警察がここまで「全過程」を進めていくわけなどないから

である。

また、たかだか2%～3%の身体拘束下「全過程」義務化は、法制化の意味が乏しいかのような意見もあった（今も、ある）。もとより、対象事件は広い方がよいに決まっている。しかし、検察の実施状況をみれば、まずもって、基軸を作ることが重要だったことが明白にみえてくるというべきであろう。これは、いずれ警察にも波及せずにはおかないと想される。

さらに、例外事由が広範で、今般の法制化は、捜査官の「裁量」であるかのように述べる人々もいる。しかし、これも正しくない。このことは、現段階の実施状況でも示されつつあると考えられる。

## 2 「可視化とは何だったのか」とは何か

以上のように今回の法改正については、厳しい見方・批判もあったし、今もある。可視化に絞っても、上記のとおりであり、具体例を1つ挙げれば、たとえば、日本評論社から出ている、法学セミナーという学生向けの雑誌の今年の7月号は、「取調べの可視化とは何だったのか」という表題の特集を組んでいる。今般の可視化制度についての「懐疑と失望」を語る論文や、「可視化論は捜査機関・立法当局との『綱引き』に勝てなかった」などと述べる論文もあり、他方、優れた論文も掲載されているところ、いずれにせよ、個々の論文については、いわば是々非々であるけれども、この特集のネーミングには、いささかの違和感を感じえなかつたといってよいであろう。

取調べの可視化について、過去の出来事を総括するような態度で、現状を語るべき段階に、我々は在るわけではないと思われるからである。すなわち、「何だったのか」と、いわば「メタ」な視線で、つまりは、「上から目線」で、語るべきときであるとは到底思われない。

## 3 生き、育てるということ

村木厚子さんは、2016年9月に大阪のシンポジウムで、可視化制度について、次のように言われた。

「やっとこの制度がおぎやあと生まれたということだと思います。未熟児だという説はありますけれども、しかし審議会も一応全会一致だし、国会も幾つかの主だった野党が賛成して通った法律だから、育てる責任はみんなが負ったんだと思うんです。だから発育不全にならないかとか、他の制度も入っているので非行少年にならないかとか、それをみんなが見て育てていく責任があると思います」。

可視化法制の施行は、「2019年6月まで」からである。今、そして、これから、我々は、取調べの可視化法制の中を「生きる」、まさに「生きている」のである。全事件のうちの、たかだか2%～3%の、身体拘束下の被疑者取調べの「全過程」の録音・録画の義務付けからのスタートであったとしても、しかし、まさに基軸が出来たのである。「作文調書」というものが我が刑事司法の100年～200年以上の「悪しき伝統」なのであるから、可視化こそがこれに、亀裂を走らせる措置であるということを、弁護士・弁護人は改めて十分理解し、これを育てなければならない。

もとより、既に達成された課題は、その途端、自明のことであるとみなされる傾向があり、不十分さや問題点のみが気にかかるということはありうることだろう。それはそれで、人として自然な感受性とも思えなくはない。しかし、それ自体は当然としても、そのことで現在的意義（つまりは上記の如き歴史的認識）を見誤るべきではない。

重要なのは、「メタ」な視線で批評することなどではない。正しい認識と発想のもとで、その制度の只中で「生き」実践し、これを発展させることである。